

社会福祉法人 常盤会 行動計画

令和7年4月1日～令和12年3月31日

この計画は、「次世代育成支援対策促進法」に基づき、職員全員の仕事と生活の調和を図ることを目的として、また、「女性活躍推進法」に基づき、女性が活躍できる環境の整備を行うことを目的として、職場環境の整備を推進するために作成したものです。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

目標1 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、制度の周知や情報提供および相談体制を整備する

<対策>

令和7年4月～ 職員の相談窓口を設置・周知し、女性労働者だけでなく男性労働者にも理解してもらえるよう、適切な情報提供を行う

目標2 : 産前産後休業や育児休業など諸制度の周知の実施

<対策>

令和7年4月～ 定期的な情報収集と職員への情報提供を行い、諸制度の活用を促進する

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画

目標1 : 主任に占める女性労働者の割合を60%以上にする

<対策>

令和7年4月～ 対象者について男性・女性の間で評価に関して課題がないか見直しを図る

目標2 : ハラスメント等の防止に対する取り組みの実施

<対策>

令和7年4月～ ハラスメント等に対する相談窓口の設置、研修の実施を行う

目標3 : 年次有給休暇の取得率を90%以上にする

<対策>

令和7年4月～ 毎月年次有給休暇の取得状況を確認し、計画的な取得ができるよう周知を促進する